

令和元年度 松川村役場庁舎照明及びコンセント等改修工事
仕様書

- 1 工事名称 松川村役場庁舎照明及びコンセント等改修工事
- 2 工事場所 松川村 役場庁舎
- 3 工事概要 照明 LED 化及び発電機、キュービクル、コンセント、天井等改修工事
- 4 工事期間 契約の日から、令和 2 年 3 月 19 日まで

I 一般事項

1 仕様書

工事毎に示す特記仕様書及び下記によること。

(1) 主体工事

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版）
- 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版）

(2) 電気設備工事

- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版）
- 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版）

(3) 機械設備工事

- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版）
- 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部（最新版）

※上記に示した各仕様書は、現場事務所に常備すること。

2 作成・提出書類

着工時

- | | | |
|--------------------|---|---------|
| ア 現場代理人及び主任技術者等届 | … | 1部 |
| イ 工事工程表（バーチャート工程表） | … | 1部 |
| ウ 総合施工計画書 | … | 1部 速やかに |
| エ 工事工程表（ネットワーク工程表） | … | 1部 速やかに |

(1) 施工時

- | | | |
|------------------|---|------------------|
| ア 施工計画書（工事毎） | … | 2部（監理委託外注時 … 3部） |
| イ 工事報告書（毎月） | | |
| 工事日報、工事記録、出面票 | | |
| 打合・覚書・指示票 | | |
| 工事進捗状況写真及び工事進捗状況 | | |
| ウ 施工図 | | |

(2) 竣工時

- | | | |
|--------------------------|---|----|
| ア 竣工届 | | |
| イ 竣工図・施工図 | | |
| 工事名称が背、表紙に記載された二つ折りA1版製本 | … | 1部 |
| CADデータ（JWW・DXF） | | |
| ウ 工程写真 | | |
| エ その他別途指示する工事書類 | | |

II 特記事項

1 現場代理人の常駐

受注者は、現場代理人を現場に常駐させる義務を有する。

2 主任技術者等の資格

- (1) 建設業法の定めにより、技術者を設置しなければならない。
- (2) 技術者は、工事打合せ定例会出席の義務を有する。

3 施工図・施工計画書の作成と提出

- (1) 工事毎に施工図・施工計画書を作成し、工事監理者及び監督職員の承諾を得た後、現場での施工に入ること。(施工図の提出は、原図及びコピー1部を原則とする。)
- (2) 承諾を得ずに施工した場合で、監督職員からは是正の指示を受けた時は、直ちにこれに応じること。

4 仮設の施設

工事に必要な仮設建築物、電力、給水及び電話施設等の費用は、着工時より工事竣工引渡しに至るまでの間、すべて受注者の負担とする。

5 工事費用車両の進入

- (1) 現場に進入する工事用車両の経路及び駐車箇所は、事前に打合せを行い定めること。
- (2) 工事車両の通行は互いの打合せにより干渉を最低限に止めること。特に、廃棄物処理、資材搬入等大型車両が出入りする際には、交通整理員を配置する等配慮すること。
なお、通路、道路等は汚さないように心掛けると共に、車両の出入りにより汚れた場合は、受注者の責任において速やかに清掃すること。

6 危険防止の措置

危険防止については、関係者と事前に十分打合せを行い、万全を期すと共に、庁舎の利用者・職員、地区住民、一般通行者に対して十分な措置をとること。

7 安全確保

関係法令等に従い、工事の施工に伴う災害の防止、安全の確保及び環境の保全に努めること。
足場等は、関係法令等に基づき必要かつ安全なものを設置すること。

8 火気等の使用

火気等の使用に際しては、十分に留意すると共に使用後は必ず現場を確認すること。

9 工事終了時の確認

現場代理人は毎日の工事終了後には必ず現場内を全て巡回し、異常が無いことを確認すること。

10 工事实績情報登録

受注金額が 500 万円以上の場合は、工事实績情報システム（CORINS）へ登録し、手続き証明する資料を監督職員に提出すること。

11 施工体制台帳

建設業法により施工体制台帳の作成が義務付けられている業者については、台帳を作成し、現場に備え付け、工事完了後に竣工書類と共に提出すること。

12 その他

- (1) 不具合・疑義等が生じた場合は、必ず工事監理者及び監督職員へ連絡し、指示を受けて施工すること。
- (2) 万が一災害・事故等が発生した場合は、直ちに緊急連絡体制に基づき対応し、二次災害を防止すると共に工事監理者及び監督職員へ連絡すること。
- (3) 工事上支障となる障害物等は、受注者の負担で処理を行うこと。
- (4) 本工事に伴う既設建物は供用開始しているため、設備、消耗品等施設運営に必要なものが存置されている。改修工事に伴い必要となる備品等の移動等は受注者の責任において行うものとする。引渡し時は現状復帰すること。
- (5) 工事実施に伴い、舗装道路、縁石等既設の構造物へは必要に応じ養生を行うこと。万が一損傷を与えた場合は、受注者の負担で復旧すること。
- (6) 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会の貢献として評価できる事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することが出来る。